

第6 県税制の状況等

1 県税制の状況

税 目	平成 30 年度	令和元年度
県民税	<p>1. 法人</p> <p>(1) 均等割</p> <p>ア 資本金等の額が 1 千万円以下等の法人 年額 20,000 円 (年額 21,000 円)</p> <p>イ 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (年額 52,500 円)</p> <p>ウ 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (年額 136,500 円)</p> <p>エ 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (年額 580,500 円)</p> <p>オ 資本金等の額が 50 億円を超え 100 億円以下の法人 年額 800,000 円 (年額 880,000 円)</p> <p>カ 資本金等の額が 100 億円を超える法人 年額 800,000 円 (年額 900,000 円)</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、均等割の標準税率に 1,000 円～100,000 円（水と緑の森づくり税）を加算 （ ）は水と緑の森づくり税を含めた額</p> <p>(2) 法人税割（平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用） 100 分の 4.0 ただし、資本金 1 億円以下でかつ、法人税額が年 1,000 万円以下の法人 100 分の 3.2</p> <p>2. 個人</p> <p>(1) 均等割 2,000 円 （うち 500 円は「水と緑の森づくり税」分）</p> <p>(2) 所得割</p> <p>ア 所得割（分離課税に係る所得割を除く。） 課税所得の 4%</p> <p>イ 分離課税に係る所得割 (ア) 退職所得 課税所得の 4%</p>	<p>1. 法人</p> <p>(1) 均等割 同 左</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>平成 29 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度に適用される税率は条例を参照</p> </div> <p>(2) 法人税割（令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用） 100 分の 1.8 同左 100 分の 1.0</p> <p>同 左</p>

税 目	平成 30 年度	令和元年度
県民税	<p>(イ) 譲渡所得</p> <p>a 長期譲渡所得</p> <p>① 一般の長期譲渡所得 課税長期譲渡所得金額× 2.0%</p> <p>② 優良住宅地等に係る長期譲渡所得</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下の部分 課税長期譲渡所得金額× 1.6%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円超の部分 (課税長期譲渡所得金額－2,000 万円)×2.0%</p> <p>③ 居住用財産に係る長期譲渡所得</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の部分 課税長期譲渡所得金額× 1.6%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円超の部分 (課税長期譲渡所得金額－6,000 万円)×2.0%</p> <p>b 短期譲渡所得</p> <p>① ②以外の短期譲渡所得 課税短期譲渡所得金額× 3.6%</p> <p>② 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得 課税短期譲渡所得金額× 2.0%</p> <p>(ウ) 事業所得等</p> <p>a 土地等に係る事業所得等</p> <p>① 土地等に係る課税事業所得等の金額× 4.8%</p> <p>② {(土地等に係る課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×通常税率－課税総所得金額×通常税率}×110%</p> <p>①、②のいずれか高い金額 (平成 10 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡所得等については、課税の特例は適用しない。)</p> <p>3. 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の 100 分の 5</p> <p>4. 配当割 支払を受けるべき特定配当等の額の 100 分の 5</p> <p>5. 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の 100 分の 5</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>

税 目	平成 30 年度	令和元年度
事業税	<p>1. 法人（平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用）</p> <p>電気供給業、ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の 100 分の 0.9</p> <p>(2) その他の事業を行う法人</p> <p>ア 特別法人 所得のうち年 400 万円以下の金額の 100 分の 3.4 所得のうち年 400 万円を超える金額及び清算所得の 100 分の 4.6</p> <p>イ 外形標準課税が適用される法人(資本金 1 億円超) 付加価値額の 100 分の 1.2 資本金等の金額の 100 分の 0.5 所得のうち年 400 万円以下の金額の 100 分の 0.3 所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額の 100 分の 0.5 所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得の 100 分の 0.7</p> <p>ウ その他の法人 所得のうち年 400 万円以下の金額の 100 分の 3.4 所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額の 100 分の 5.1 所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得の 100 分の 6.7</p> <p>(3) 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金額又は出資金額が 1,000 万円以上のものが行う事業に対しての所得に係る税率は、上記によらず、特別法人にあつては 100 分の 4.6 外形標準課税適用法人にあつては 100 分の 0.7 その他の法人にあつては 100 分の 6.7</p> <p>2. 個人</p> <p>(1) 第 1 種事業 事業の所得の 100 分の 5</p> <p>(2) 第 2 種事業 事業の所得の 100 分の 4</p> <p>(3) 第 3 種事業 ((4) のものを除く。) 事業の所得の 100 分の 5</p> <p>(4) 第 3 種事業のうち、あんま、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業 事業の所得の 100 分の 3</p>	<p>1. 法人（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用）</p> <p>(1) 同左 100分の1.0</p> <p>(2) 同左 ア 同左 100分の3.5 イ 同左 100分の4.9 ウ 同左 100分の1.0 100分の3.5 100分の5.3 100分の7.0</p> <p>(3) 同左 100分の4.9 100分の1.0 100分の7.0</p> <p>同 左</p>
地方消費税	消費税額の 63 分の 17	令和元年 10 月 1 日以降 消費税額の 78 分の 22

税 目	平成 30 年度	令和元年度																														
不動産取得税	<p>課税標準額の 100 分の 4 ただし、不動産の取得時期によって次の 特例税率となる。</p> <table border="1" data-bbox="379 353 906 640"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得時期</th> <th rowspan="2">土地</th> <th colspan="2">家屋</th> </tr> <tr> <th>住宅</th> <th>住宅以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15. 4. 1- H18. 3. 31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H18. 4. 1- H20. 3. 31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3. 5%</td> </tr> <tr> <td>H20. 4. 1- R03. 3. 31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	取得時期	土地	家屋		住宅	住宅以外	H15. 4. 1- H18. 3. 31	3%	3%	3%	H18. 4. 1- H20. 3. 31	3%	3%	3. 5%	H20. 4. 1- R03. 3. 31	3%	3%	4%	同 左												
取得時期	土地			家屋																												
		住宅	住宅以外																													
H15. 4. 1- H18. 3. 31	3%	3%	3%																													
H18. 4. 1- H20. 3. 31	3%	3%	3. 5%																													
H20. 4. 1- R03. 3. 31	3%	3%	4%																													
県たばこ税	<p>旧 3 級品以外の税率 1, 000 本につき 860 円 平成 30 年 10 月 1 日以降 1, 000 本につき 930 円 旧 3 級品の税率 1, 000 本につき 656 円</p>	<p>旧 3 級品以外の税率 1, 000 本につき 930 円 旧 3 級品の税率 1, 000 本につき 656 円 令和元年 10 月 1 日以降 1, 000 本につき 930 円 (旧 3 級品の廃止)</p>																														
ゴルフ場利用税	<p>ゴルフ場の等級ごとの税率</p> <table data-bbox="379 1193 906 1541"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>1 人 1 日につき</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 級</td><td>1 人 1 日につき</td><td>1, 160 円</td></tr> <tr><td>2 級</td><td>〃</td><td>1, 090 円</td></tr> <tr><td>3 級</td><td>〃</td><td>1, 020 円</td></tr> <tr><td>4 級</td><td>〃</td><td>950 円</td></tr> <tr><td>5 級</td><td>〃</td><td>870 円</td></tr> <tr><td>6 級</td><td>〃</td><td>800 円</td></tr> <tr><td>7 級</td><td>〃</td><td>730 円</td></tr> <tr><td>8 級</td><td>〃</td><td>650 円</td></tr> <tr><td>9 級</td><td>〃</td><td>580 円</td></tr> </tbody> </table>	等級	1 人 1 日につき	税率	1 級	1 人 1 日につき	1, 160 円	2 級	〃	1, 090 円	3 級	〃	1, 020 円	4 級	〃	950 円	5 級	〃	870 円	6 級	〃	800 円	7 級	〃	730 円	8 級	〃	650 円	9 級	〃	580 円	同 左
等級	1 人 1 日につき	税率																														
1 級	1 人 1 日につき	1, 160 円																														
2 級	〃	1, 090 円																														
3 級	〃	1, 020 円																														
4 級	〃	950 円																														
5 級	〃	870 円																														
6 級	〃	800 円																														
7 級	〃	730 円																														
8 級	〃	650 円																														
9 級	〃	580 円																														

税目	平成30年度			令和元年度				
				(1)種別割(令和元年10月1日～)				
自動車税	乗用車	総排気量	(年税額) 営業用	(年税額) 自家用	乗用車	同左	(年税額) 営業用	(年税額) 自家用
		1.00以下及び電気自動車	7,500	29,500			7,500	29,500 (25,000)
		1.00超1.50以下	8,500	34,500			8,500	34,500 (30,500)
		1.50超2.00以下	9,500	39,500			9,500	39,500 (36,000)
		2.00超2.50以下	13,800	45,000			13,800	45,000 (43,500)
		2.50超3.00以下	15,700	51,000			15,700	51,000 (50,000)
		3.00超3.50以下	17,900	58,000			17,900	58,000 (57,000)
		3.50超4.00以下	20,500	66,500			20,500	66,500 (65,500)
		4.00超4.50以下	23,600	76,500			23,600	76,500 (75,500)
		4.50超6.00	27,200	88,000			27,200	88,000 (87,000)
6.00以上	40,700	111,000	40,700	111,000 (110,000)				
トラック (タンク車を含む)	最大積載量			トラック (タンク車を含む)	同左	同左	同左	
	1t以下	6,500	8,000					
	1t超2t以下	9,000	11,500					
	2t超3t以下	12,000	16,000					
	3t超4t以下	15,000	20,500					
	4t超5t以下	18,500	25,500					
	5t超6t以下	22,000	30,000					
	6t超7t以下	25,500	35,000					
	7t超8t以下	29,500	40,500					
8t超	1t増毎に 4,700円 加算	1t増毎に 6,300円 加算						
貨客兼用車	総排気量10以下			貨客兼用車	同左	同左	同左	
	1t以下	10,200	13,200					
	1t超2t以下	12,700	16,700					
	総排気量10超 1.50以下	11,200	14,300					
	1t以下	13,700	17,800					
	1t超2t以下	12,800	16,000					
総排気量1.50超	15,300	10,200						
けん引車	普通自動車	15,100	20,600	けん引車	同左	同左	同左	
	小型自動車	7,500	10,200					

税目	平成30年度				令和元年度						
	区分		(年額円) 営業用	(年額円) 自家用	区分	(年額円) 営業用	(年額円) 自家用				
自動車税	被けん引車	普通最大積載量				被けん引車	同左	同左	同左		
		8t以下		7,500	10,200						
		8t超		1t増毎に 3,800円 加算	1t増毎に 5,100円 加算						
	小型自動車		3,900	5,300							
	バス	一般乗合用	乗車定員				バス	同左	同左	同左	
			30人以下		12,000						
	30人超40人以下		14,500								
	40人超50人以下		17,500								
	50人超60人以下		20,000								
	60人超70人以下		22,500								
70人超80人以下			25,500								
80人超		29,000									
その他	乗車定員				同左	同左	同左	同左			
	30人以下		26,500	33,000							
	30人超40人以下		32,000	41,000							
	40人超50人以下		38,000	49,000							
	50人超60人以下		44,000	57,000							
	60人超70人以下		50,500	65,500							
	70人超80人以下		57,000	74,000							
80人超		64,000	83,000								
靈きゆう車	普通自動車		12,100	16,400	同左	同左	同左	同左			
	小型自動車		7,200	9,900							
特種用途車 (タンク車を除く)	キャンピング車	総排気量				同左	同左	同左			
		1.0ℓ以下			23,600						
		1.0ℓ超1.5ℓ以下			27,600						
		1.5ℓ超2.0ℓ以下			31,600						
		2.0ℓ超2.5ℓ以下			36,000						
		2.5ℓ超3.0ℓ以下			40,800						
		3.0ℓ超3.5ℓ以下			46,400						
		3.5ℓ超4.0ℓ以下			53,200						
		4.0ℓ超4.5ℓ以下			61,200						
		4.5ℓ超6.0ℓ以下			70,400						
6.0ℓ超			88,800								
特種用途車 (タンク車を除く)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左			
										23,600 (20,000)	
										27,600 (24,400)	
										31,600 (28,800)	
										36,000 (34,800)	
										40,800 (40,000)	
										46,400 (45,600)	
										53,200 (52,400)	
										61,200 (60,400)	
										70,400 (69,600)	
88,800 (88,000)											

税 目	平成 30 年度				令和元年度				
	区 分		(年額円) 営業用	(年額円) 自家用	区 分		(年額円) 営業用	(年額円) 自家用	
自動車税	特種用途車 (タンク車を除く)	その他	普通自動車	20,400	27,700	同左	同左	同左	
			小型自動車	9,500	13,000				
	三輪車	小型自動車	4,500	6,000	同左	同左	同左		
<p>※ロータリーエンジン車は、作動室総容積×1.5に相当する総排気量の税率が適用される。</p> <p>※学校の通学用バスの税率の特例 自家用に該当するバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が所有し、もっぱらその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するものについては、次のとおり 乗車定員が30人以下のもの 年額 12,000円 乗車定員が30人を越え40人以下のもの 年額 14,500円 乗車定員が40人を越え50人以下のもの 年額 17,500円 乗車定員が50人を越え60人以下のもの 年額 20,000円 乗車定員が60人を越え70人以下のもの 年額 22,500円 乗車定員が70人を越え80人以下のもの 年額 25,500円 乗車定員が80人を越えるもの 年額 29,000円</p>					<p>※ロータリーエンジン車は、作動室総容積×1.5に相当する総排気量の税率が適用される。</p> <p>※学校の通学用バスの税率の特例 自家用に該当するバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が所有し、もっぱらその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するものについては、次のとおり 乗車定員が30人以下のもの 年額 12,000円 乗車定員が30人を越え40人以下のもの 年額 14,500円 乗車定員が40人を越え50人以下のもの 年額 17,500円 乗車定員が50人を越え60人以下のもの 年額 20,000円 乗車定員が60人を越え70人以下のもの 年額 22,500円 乗車定員が70人を越え80人以下のもの 年額 25,500円 乗車定員が80人を越えるもの 年額 29,000円</p> <p>※（ ）内の税率は、令和元年10月以降に初回新規登録された自家用乗用車及びキャンピング車の税率</p>				

税 目	平成30年度	令和元年度														
自動車税	<p>グリーン化税制</p> <p>1 環境負荷の小さい自動車 平成29年度及び平成30年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度の税を軽減</p> <table border="1" data-bbox="363 421 852 801"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車</td> <td>約75%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車</td> <td>約50%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)★★★★とは、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のこと</p> <p>2 環境負荷の大きい自動車 新車新規登録から次の年数を超えている自動車について、その翌年度から重課</p> <table border="1" data-bbox="363 1077 852 1272"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新車登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td>約15%重課</td> </tr> <tr> <td>新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車</td> <td>重課</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除く 注2) バス(一般乗合用を除く)、トラック(被けん引車を除く)については、約10%重課</p> <div data-bbox="379 1485 842 1563" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>総排気量、最大積載量等に応じた税額については、条例参照</p> </div>	対 象 車	措 置	電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車	約75%軽減	★★★★かつ令和2年度燃費基準+30%達成車		★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車	約50%軽減	対 象 車	措 置	新車登録から11年を超えているディーゼル車	約15%重課	新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車	重課	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>(2)環境性能割 (令和元年10月1日～) 自動車の排ガス・燃費性能に応じて 自家用 0～100分の3 営業用 0～100分の2</p>
対 象 車	措 置															
電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車	約75%軽減															
★★★★かつ令和2年度燃費基準+30%達成車																
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車	約50%軽減															
対 象 車	措 置															
新車登録から11年を超えているディーゼル車	約15%重課															
新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車	重課															

税 目	平成 30 年度	令和元年度
鉱区税	1. 砂鉱を目的としないもの (1) 試掘鉱区 ア 石油又は可燃性天然ガス鉱区 面積 100 アールごとに 年額 イの 2/3 イ その他の鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 (2) 採掘鉱区 ア 石油又は可燃性天然ガス鉱区 面積 100 アールごとに 年額 イの 2/3 イ その他の鉱区 面積 100 アールごとに 年額 400 円	同 左
	2. 砂鉱を目的とするもの 面積 100 アールごとに 年額 200 円	同 左
狩猟税	1. 第 1 種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 2 に規定する者以外の者 16,500 円	同 左
	2. 第 1 種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 8 号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 11,000 円	同 左
	3. 網又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 4 に規定する者以外の者 8,200 円	同 左
	4. 網又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 8 号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 5,500 円	同 左
	5. 第 2 種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500 円	同 左
	※平成 31 年 3 月 31 日まで ・対象鳥獣捕獲員は非課税 ・申請日前 1 年以内に許可捕獲をした者及び従事した者は税率 2 分の 1 ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は非課税（登録は平成 27 年 5 月 29 日から）	※令和 6 年 3 月 31 日まで 同 左
県固定資産税	大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 100分の1.4	同 左
自動車取得税	自動車 自家用 100分の3 営業用 100分の2 軽自動車 100分の2	同 左 (令和元年9月30日で廃止)
軽油引取税	1キロリットルにつき 32,100円	同 左

2 県税の電算処理状況

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
法人県民税 法人事業税 (S46.4)	法人から提出された各種の申告書及び更正決定決議書等を毎月入力し、当該月調定に係る法人別内訳書と月報を作成する。累積された課税マスターから課税状況等の統計表を作成する。 また、法人管理マスター及び見込納付マスターにより、申告書・納付書のプレプリントや課税台帳を作成する。	1. 申告書、更正決定決議書 2. 利子割都道府県別明細書 3. 設立等申告書 4. 見込納付入力	随時 〃 〃 〃	1. 法人別内訳書 2. 調定月報 3. 各種月報資料 4. 申告書発送一覧 5. 申告書・納付書 6. 期限後・不申告一覧 7. 課税状況調査資料 8. 更正決定通知書	毎月 〃 〃 〃 〃 〃 4月 随時
(H1.4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H18.1)	(電子申告に対応)				
(H21.4)	(地方法人特別税導入に関する対応)				
(H24.8)	(電子申請・届出に対応)				
個人事業税 (S49.4)	7月の定期課税、随時課税にかかる納税通知書、調定内訳書、課税月報等を作成する。累積された課税状況等の調査資料を作成する。	1. 基本報告書 2. 申告書 3. 更正連絡票 4. 減免額連絡票	5月 随時 〃 〃	1. 納税通知書兼領収書 2. 領収済控 3. 領収済通知書 4. 調定(減免)内訳書 5. 調定月報 6. 賦課一覧 7. 課税状況等調査資料 8. 地方交付税調査資料	8月 随時 〃 〃 〃 〃 4,10月 4月
(S62.4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H23.1)	(所得税確定申告書等データ連携(国税連携)に対応)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
自動車税 (S45.4)	(賦課事務) 富山運輸支局が入手する自動車登録及び車検情報を地方公共団体情報システム機構経由でデータの提供を受け、これを自動車税申告書による異動データと突き合わせて課税マスターの作成更新を行い、このマスターに基づき納税通知書等の各種帳票を作成する。	1. 分配データ 2. 申告書 (1) 新規 (2) 移転・変更	毎日 〃	1. 納税通知書 2. 納付書兼領収証書 3. 領収済通知書 4. 調定決議書 5. 調定月報 6. 増減一覧 7. 地方交付税調査資料 8. 課税状況調査資料	4月 〃 〃 〃 随時 随時 4月 6月
(S48.10)	(収納管理事務) OCR活字で印刷された領収済通知書を磁気テープにし、これにより、消込を行い、督促状の発行、決算資料の作成等を行う。				
(S61.4)	(オンラインシステム稼働) 課税、収納状況の照会及び各種のデータの入力、納税証明書が発行事務を行う。				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H30.10)	自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) に対応				
自動車 取得税	自動車取得税申告書の分類集計	1. 申告書(新規) 2. 申告書(移転変更) 3. 申告書(軽)	毎日 〃 〃	1. 月報 2. 課税標準段階別課税状況調 (新車) 3. 課税標準段階別課税状況調 (中古車)	毎月 〃 〃
(H2.4)	(オンラインシステム稼働) 課税標準及び税額の照会を行う。				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H30.10)	自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) に対応				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
ゴルフ場利 用税・軽油 引取税 (S57. 8)	(課税事務) 申告書及び納付書に業者名 等を印字し、業者へ配布する。 業者から提出される申告書 及び登録申請書等を入力し調 定決議書及び調定内訳書等を 作成する。 累積された申告書から課税 状況等の統計表を作成する。	1. 登録申請書 2. 申告書 3. 更正決定連絡票	毎月 " "	1. 調定決議書 2. 調定内訳書 3. 不申告加算金決定通知書・ 納付書 4. 申告催告書 5. 申告書・納付書 6. 報償金一覧	毎月 " " " " 8・2月 8・2月
(H3. 4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税デ ータの入力を行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム 開発時に構築稼働)				
不動産 取得税 原始 (S59. 7)	(原始及び承継取得課税事務) 固定資産税賦課用磁気テー プや市町村及び登記所から収 集した賦課資料を入力して納 税通知書等の各種帳票を作成 する。	1. 課税マスター入力票(原 始) 2. 課税マスター入力票(承 継)	毎月 "	1. プルーフリスト 2. 納税通知書 3. 課税台帳 4. 課税資料一覧表 5. 納税者照会用はがき 6. 調定内訳書 7. 課税状況調	毎月 " " " " " " 5月
承継 (S61. 4)	累積された課税マスターか ら課税状況等の統計表を作成 する。				
(H3. 7)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税デ ータの入力を行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム に再構築稼働)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力時 期
県民税利子 割 (S63.4) (H2.4)	<p>指定金融機関で作成した申告書データを利用し、修正、更正・決定データとあわせて当該月調定に係る課税台帳、調定伺等を作成する。</p> <p>累積された課税マスターから課税状況調等の統計表を作成する。</p> <p>(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。</p>	1. 領済データ(申告書データ) 2. 更正・決定決議書 3. 設立申請書・廃止届登録用紙	毎日 毎月 随時	1. 調定内訳書 2. 課税台帳 3. 調定伺 4. 期限後・不申告一覧 5. 税額一覧 6. 支払額一覧 7. 課税状況調査資料 8. 登録台帳 9. 申告書	毎月 〃 〃 随時 〃 〃 6月 随時 3月
県民税配当 割、県民税 株式等譲渡 所得割 (H16.1) (H16.4)	<p>(県民税配当割、県民税株式譲渡所得割については、新税務オンラインシステムから対応)</p> <p>(新税務オンラインシステムに再構築稼働)</p>				
諸 税 (H3.4) (H16.4)	<p>(オンラインシステム稼働) 個人県民税、県たばこ税、鉦区税等の課税情報データの入力を行う。</p> <p>(新税務オンラインシステムに再構築稼働)</p>	1. 調定決議書 2. 申告書	随時 〃	1. 調定伺 2. 課税状況調 3. 県税徴収状況報告書 4. 県税決算書 5. 課税状況調	毎月 〃 〃 6月 〃

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
収納共通 (S58.4)	(収納事務) 指定金融機関からの領済データを利用し、各税の消込を行うとともに、管理・徴収関係の諸帳票を入力することにより、収入報告書、督促状等を作成する。	1. 領済データ 2. 還付申請書	毎日 随時	1. 収入日計表 2. 消込保留・消込過誤納一覧 3. 県税等収入報告書 4. 収入状況表 5. 督促状・滞納金整理票 6. 還付通知書・還付確定一覧表	毎日 〃 毎月 〃 〃 〃
(S62.4)	(オンラインシステム稼働) 端末機から収納情報の照会及び各種データの入力を行う。 ・システムの取扱税目 個人事業税、 不動産取得税、 利子割県民税、 法人二税、間税三税、 諸税 ・全税目の名寄せが可能				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H18.4)	コンビニ納付に対応（自動車税定期賦課分）				
(H23.4)	コンビニ納付に対応（自動車税督促状分）				
(H30.4)	クレジット納付に対応（自動車税定期賦課分）				
債権管理 (S58.4)	(収納共通の一部として稼働)				
(H16.4)	(新税務オンラインシステム開発時に収納共通より分離して再構築稼働) 端末機から滞納状況の照会及び差押等の滞納処分状況の入力を行う。 滞納者一覧表、催告状、徴収状況報告書等の債権管理関係帳票を作成する。	1. 各種滞納処分決議書 2. 徴収・換価猶予決議書	随時 〃	1. 徴収状況報告書 2. 不納欠損処理報告書 3. 滞納者一覧表 4. 催告状 5. 差押通知書	毎月 〃 〃 随時 〃